

さらに詳しく(さらに深く、さらに広く)

## 厚生労働省が示すパワハラ6類型

厚生労働省がパワハラの代表的な言動として6つの類型を示しています。この6類型がすべてのパワハラを示すものではなく、これら以外には問題ないということではありませんが、この6類型を知っておくとパワハラを考える有効な指針となります。

(例については、優越的な関係を背景として行われたものであることが前提です。)

### ハラスメントの類型と種類

【参考:リーフレット「NO パワハラ(事業主のみなさまへ)」厚生労働省

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000->

[Koyoukintoujidoukateikyoku/0000189292.pdf](https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000189292.pdf)】

#### ①身体的な攻撃

- 叩く、殴る、蹴るなどの暴行を受ける。
- 丸めたポスターで頭を叩く。



#### ②精神的な攻撃

- 同僚の目の前で叱責される。
- 他の職員も宛先に含めメールで罵倒される。
- 必要以上に長時間、繰り返し執拗に叱る。



### ③人間関係からの切り離し

- 1人だけ別室に席をうつされる。
- 性的指向・性自認などを理由に、職場で無視するなどコミュニケーションをとらない。
- 送別会に出席させない。



### ④過大な要求

- 新人で仕事のやり方もわからないのに他の人の仕事までおしつけられ、同僚は、皆先に帰ってしまった。



### ⑤過小な要求

- 運転手なのに営業所の草むしりだけを命じられた。
- 事務職なのに倉庫業務だけを命じられた。



### ⑥個の侵害

- 職場内外で継続的に監視したり、私物の写真撮影をしたりする。
- 交際相手について執拗に問われる。

